

五十沢地域づくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、五十沢地域づくり協議会（以下「協議会」）と言う。

(目 的)

第2条 協議会は五十沢地区の地域づくりを円滑に進めることを目的とし、次の事業を行う。

- 1, 五十沢地区全般の地域づくりを円滑に進めるため事業を行う。
- 2, 地区民と行政が一体となり地区の目指した事業を行う。
- 3, 上記の目的を達成するために、その他の事業も行う。

第2章 組織及び役員

(組織及び役員)

第3条 協議会は、南魚沼市五十沢地区全行政区から1名及び各種団体からの委員をもって組織し、次の役員をおく。

- 1, 会 長 1名
- 2, 副 会 長 1名
- 3, 幹 事 5名
- 4, 事 務 局 長 1名
- 5, 会 計 監 査 2名
- 6, 協議会に会長が必要と判断した場合に顧問を若干名置くことができる。
- 7, 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第4条 前条の役員の仕事は次の通りとする。

- 1, 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 2, 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- 3, 幹事は協議会の運営を補佐する。
- 4, 事務局長は協議会の庶務及び会計事務にあたる。
- 5, 会計監査は協議会の会計を監査する。
- 6, 顧問は会長が必要と判断した場合、幹事会、総会に出席し指導、助言することが出来る。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は1年とする。ただし再任は妨げない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 6 条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 1, 総会は毎年 1 回開催する。
- 2, 総会は関係地域、団体から選出された委員をもって構成する。
- 3, 幹事会は必要に応じて開催する。
- 4, 幹事会は会長、副会長、事務局長、幹事をもって構成する。
- 5, 会議は、会長が召集し議長となる。

第 7 条 総会は、委員の 2 分の 1 以上、幹事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席者により成立する。

第 8 条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 4 章 会 計

(会計年度)

第 9 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

(経 費)

第 1 0 条 協議会に必要な経費は、関係機関、団体の負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務局は、五十沢地域開発センターに置く。

(その他)

第 1 2 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は幹事会において定める。

- 1, 付則 この会則は、平成 2 0 年 4 月 1 0 日より施行する。
- 2, 規約改定
 - (1) 平成 2 5 年 4 月 1 日改定
 - ・ 第 1 条 (名称)
(変更前 五十沢地区地域づくり協議会)
 - (2) 平成 2 6 年 4 月 1 日改定
 - ・ 第 3 条 (組織及び役員)
 - ・ 第 4 条 (役員の職務)